



栃木県公報

令和5(2023)年
9月1日(金)
第434号

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 687
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 687
- 県営土地改良事業計画の決定..... 688
- 共同施行等営土地改良事業の換地計画に対する適当決定及び公告縦覧..... 688

公 告

- 令和5(2023)年度後期技能検定試験の実施..... 688

告 示

栃木県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0971001466	株式会社猛徳 代表取締役 小谷 勇生	虹の里訪問介護セ ンター	大田原市川田570 番地1	令和5 (2023)年 8月1日	訪問介護
0971301809	株式会社猛徳 代表取締役 小谷 勇生	協和苑訪問介護セ ンター	那須塩原市埼玉 201番地2 グ レートシティ那須	令和5 (2023)年 8月1日	訪問介護
0971400486	株式会社M.I. 代表取締役 荒川 和希	ヘルパーステー ション心愛	さくら市櫻野952 番地2号サクラレ ジデンス102号室	令和5 (2023)年 8月1日	訪問介護
0970402624	社会福祉法人とちのみ会 理事長 佐野 正行	ショートステイゆ ずりは	佐野市山形町255- 1	令和5 (2023)年 8月1日	短期入所生 活介護

栃木県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		

0970402624	社会福祉法人とちのみ会 理事長 佐野 正行	ショートステイゆ ずりは	佐野市山形町255- 1	令和5 (2023)年 8月1日	介護予防短 期入所生活 介護
------------	-----------------------------	-----------------	-----------------	------------------------	----------------------

(高齢対策課)

栃木県告示第339号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和5(2023)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営亀の子堰地区土地改良（農業 用排水施設）事業	令和5(2023)年9月 4日から同年10月2日 まで	令和5(2023)年10月 17日	下都賀農業振興事務 所

栃木県告示第340号

次の事業主体から申請のあった換地計画に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第96条において準用する同法第52条の3第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和5(2023)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	地域名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
上駒生地区 共同施行体	上駒生地区土地改良（区 画整理）事業共同施行	上駒生地区	令和5(2023)年 9月4日から同年 10月2日まで	令和5(2023)年 10月17日	河内農業振 興事務所

(農地整備課)

公 告

○令和5(2023)年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和5(2023)年度後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5(2023)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

（ただし、光学機器製造（光学機器組立て作業）及びカーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）にあつては、学科試験のみ実施する。）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCAD作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

(5) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

（ただし、別に知事が指定する者にあつては、3,100円以上12,100円以内とする。）

イ 実施期日

令和5(2023)年12月4日(月)から令和6(2024)年2月11日(日)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和5(2023)年11月27日(月)に栃木県職業能力開発協会公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

- ア 受検手数料
検定職種ごとに3,100円とする。
- イ 実施期日
検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び金属材料試験（組織試験作業） (2) 3級 シーケンス制御（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）	令和6（2024）年 1月21日（日）
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業） (3) 3級 機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）	令和6（2024）年 1月28日（日）
(1) 1級及び2級 金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及び塗装（鋼橋塗装作業） (2) 3級 機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCAD作業） (3) 単一等級 電子回路接続（電子回路接続作業）	令和6（2024）年 2月4日（日）

- ウ 実施場所
栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会
〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)
電話 028-643-7002

(3) 受付期間

令和5(2023)年10月2日(月)から同月13日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(2の(1)アの額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日 令和6(2024)年3月8日(金)

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、令和6(2024)年3月8日(金)付けで合格者に対し通知する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が令和6(2024)年3月8日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、試験の得点の開示を受けることができる。この場合、受験者本人であることを証明できる書類(運転免許証等の身分証明書及び受験票又は合格通知)を持参すること(代理人は不可)。電話による開示には応じられない。

○ 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○ 開示期間：令和6年(2024)3月8日(金)から同年4月5日(金)まで

平日午前8時30分～午後5時15分受付

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)